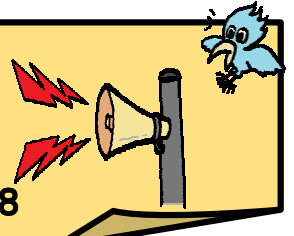


ホットな

消費者ニュース

～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！ VOL. 18



カニカニ商法にご用心!!の巻



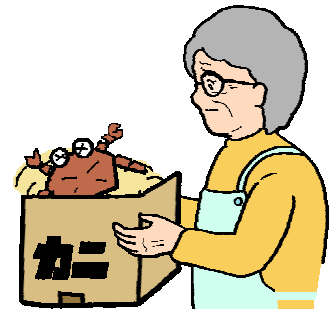
お正月、カニを食べたいですね

では、すぐに
カニを送ります

「ええ?」って、なんですか!
今、カニを食べたいって
言ったでしょ!
送りますからね!!!



※突然カニや魚介類の勧誘電話がかかってきた後、
買うと言っていないのに商品が送られてきた
というトラブルが増えています。

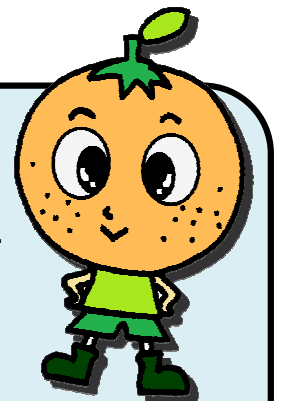


●いらぬ商品なら、きっぱり断りましょう。

●買うと言っていないのに商品が送られてきても、
代金支払い義務も受取る必要もありません。

※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう!

- 和歌山県消費生活センター
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904
(月～金) 9:00～17:00 (土・日) 10:00～16:00 (電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)
- 和歌山県消費生活センター紀南支所
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
電話：0739-24-0999 FAX：0739-26-7943
(月～金) 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)



みかすけ